

議第 1 号議案

桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 27 年 3 月 17 日提出

提出者	桐生市議会議員	佐	藤	光	好
賛成者	桐生市議会議員	山	之	内	肇
	同	森	山	享	大
	同	佐	藤	幸	雄
	同	周	藤	雅	彦
	同	新	井	達	夫
	同	西	牧	秀	乗
	同	伏	木	康	雄
	同	井	田	泰	彦

桐生市議会議長 園 田 恵 三 様

## 桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例

桐生市議会委員会条例(昭和42年桐生市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

## 議 案 説 明

### 議第 1 号議案 桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法の一部が改正されたため、所要の改正を行うものです。